

全国労働衛生週間に際して

平素から、労働基準行政、及び相模原労働基準監督署の業務運営に関し、御理解と御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

毎年10月頭に実施している「全国労働衛生週間」は今年で75回目を迎えます。

今回のスローガンは、近年流行語になった「推し活」を想起させる、

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

となります。

世界保健機関（WHO）によれば、「健康職場」とは、「労働者と経営者が協力し合い、ニーズを特定し、物理的・心理社会的な職場環境など様々な事項を考慮した上で、労働者すべての健康、安全、福祉や職場の持続可能性を保障、促進する継続的改善プロセスを活用する場」と定義されています（翻訳のためいささか難解です）。

健康職場の実現のためには、労使の自主的な取組が必須であり、労働者の心身の健康が確保されることが条件となります。その実現は、すべての事業場における喫緊の課題であり、究極の目標と言えるでしょう。

近年の労働災害増加の主要な原因の一つとして、労働者の高年齢化が指摘されております。高年齢労働者、そして働く女性が、安全に安心して働くことができる職場環境づくりをより一層進めていかなければなりません。

また、当監督署においても、脳心臓疾患及び精神障害のいわゆる過労死等事案の新規の労災請求が毎月のようにあり、その処理に追われております。特に、精神障害事案の主要な原因として、ハラスメント、特に職場の上司等によるパワーハラスメントが挙げられておりますが、すべての職場においてハラスメント防止のための必要な措置、及びメンタルヘルス対策を適切に講じていただくことが重要です。

さらに、今年4月から、従来適用猶予とされていた事業・業務に対しても時間外労働の上限規制が適用されております。すべての事業場において、長時間労働の削減など過重労働による健康障害の防止対策を引き続き推進していただくようお願いします。

さて、化学物質に関しては、今般の法令改正により、個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認されたすべての化学物質の自主的規制への転換が図られました。改正内容等のすべての取扱事業場への周知・浸透が必要と考えています。

なお、今夏も記録的な猛暑となりましたが、今後の熱中症予防対策は、年々上昇すると見込まれる平均気温を見据え、毎年ブラッシュアップさせていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症災害に関しましては、感染第11波の峠を越えたようですが、引き続き各職場で感染予防対策を適切に実施していただくようお願いします。

最後に、皆さまにおかれましては、「全国労働衛生週間」を契機として、スローガンのとおり、「推し活」の対象に向ける情熱と同様に「健康職場」の推進に対しても惜しみなく情熱を注いでいただき、もって、笑顔あふれる職場が実現することを祈念しまして、監督署からのメッセージとさせていただきます。

相模原労働基準監督署長

萩野 憲一